

# 平成24年第7回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会記録

平成24年6月14日（木曜日）

---

## 出席委員（8名）

委員長	中間 建二 君	副委員長	森田 憲二 君
委員	尾崎 利一 君	委員	関野 杜成 君
委員	和地 仁美 君	委員	根岸 聡彦 君
委員	御殿谷 一彦 君	委員	床鍋 義博 君

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（3名）

議長	尾崎 信夫 君	17番	東口 正美 君
20番	佐竹 康彦 君		

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	石川 和男 君	事務局次長	長島 孝夫 君
議事係長	下村 和郎 君	主事	内藤 芳子 君
主事	指田 弘安 君		

## 出席説明員（なし）

## 会議に付した案件

- （1）市民に開かれた議会のあり方についての調査検討
- （2）（仮称）東大和市議会基本条例の調査検討

午後 1時30分 開議

○委員長（中間建二君） ただいまから平成24年第7回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

---

○委員長（中間建二君） 市民に開かれた議会のあり方についての調査検討及び（仮称）東大和市議会基本条例の調査検討の2件を一括議題に供します。

初めに、今定例会で行います本委員会の中間報告（案）について御協議をいただきます。

前回の委員会で御意見をいただきました箇所を修正するとともに、体裁を整えまして、皆様のお手元に御配付をいたしました。内容を事務局から説明いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 机上に配付させていただきました資料について確認させていただきたいと思います。2点ございます。

1点目が、6ページまでございますが、ホチキスどめしております「議会のあり方に関する調査特別委員会調査報告書（中間報告）（案）」ということで1点目でございます。

2点目が1枚のぺらでございます「議会のあり方に関する調査特別委員会 中間報告会について」、2点ございます。御確認よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1点目の中間報告（案）につきまして御説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

4月26日の第5回あり方調査特別委員会におきまして、中間報告の当初の案をお示しさしていただき、その後何点か御意見をいただいております。今回提出さしていただいた案につきましては、それらの改正点を改正した結果の案ということになりますので、当初の4月26日での案との変わってきた部分のみを御説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

中間報告（案）の1枚めくっていただきまして、一番下に1ページと書いてございます。このページをごらんいただきたいと思います。

上から8行目あたり、「この間、平成23年」というふうに始まる8行目をごらんいただきたいと思います。8行目の一番右の部分、今回は「17回にわたって」となっておりますが、これは当初が「15回」でございましたものを「17回」というふうに修正してございます。

続きまして、2ページ目をごらんいただきたいと思います。

2ページ目の上から5行目から6行目にかけての部分でございますが、4、議題設定及び議論の報告の2行ほど下でございます右のほうで、「1巡目の調査を終えた時点での主な意見と結果は」というふうに修正後ではなっておりますが、この部分は当初は「時点での主な意見と」が抜けておまして、当初は「1巡目の調査を終えた結果は」だったものを、今回は「一巡目の調査を終えた時点での主な意見と結果は」というふうに文言を加えております。

次の修正点は、その3行ほど下でございますけれども、総論のアの1つ目の黒ポチでございます。「市民参加、議員活動の透明性・インターネット放映など」となっておりますが、もともとはこの「市民参加」の後がございまして、今回は済みません、「議員活動の透明性・インターネット放映など」の部分を加えさせていただきます。

次の修正点でございますが、それからあと10行ほど下でございますが、ウの目指すべき方向性の3つ目の

黒ポチをごらんいただきたいと思います。3つ目の黒ポチにつきましては、最初の部分を加えました。「議会の機能を果たす上で」という言葉を加えております。

次の修正点ですが、その下のエの1つ目の黒ポチでございます。もともとは「二元代表制と言いながら、長側のスタッフと議会事務局との体制に差がある」という文章でございました。それを、「長側のスタッフと議会事務局の」の部分を「市長側と議会側の」という言葉に修正いたしました。

それから、2行ほど下でございますが、エの2つ目の黒ポチ、真ん中から後のところですが、「市長側と」というふうになっておりますが、もともとは「長側と」という言葉でした。

それから、3行ぐらい下ですか、(2)のアの中の1つ目の黒ポチ、もともとは「議会招集権は長にあるが」となっておりましたが、これを「市長にあるが」と直しました。

同じ行でございますが、右のほうで「招集権が規定されている」という、もともとでございましたが、「招集請求権が」というふうに修正いたしました。

次の3ページ目をごらんいただきたいと思います。

真ん中、中ほどでございますが、1つしか黒ポチありませんが、オの黒ポチのところでございますが、もともとは「会議規則における本会議と委員会での運営方法の違いについて認識し、委員会において自由討議を行うこと」という表現でございましたが、この「委員会において」を削除いたしました。

それから、その下のカの部分でございます。黒ポチの後、「何からの形で直接、陳情者の意見を聞く場を」という表現でございましたところを「提出者の意見を聞く場を」というふうに修正いたしました。

1つ置いて、クの部分、質問通告制のあり方の部分でございますが、1つ目の黒ポチの後半の部分でございますが、「幅広く認めるべきではないか」という表現を、「認めるべきではないか」というふうに「幅広く」を削除いたしました。

次に、4ページ目をごらんいただきたいと思います。

4ページ目の上のほうでございますが、コ、議場へのパソコンの持ち込みの部分でございますが、3つ黒ポチがあったその後、矢印の後がもともとは「現状どおり」でございましたものを、「引き続き調査検討」に修正いたしました。

それから、この同じ4ページ一番下のカの部分でございますが、黒ポチが3つございますが、2つ目の黒ポチのところの「議員に示された議案等を」の部分、もともとは「など」の「等」がございましたんですが、「等」を加えました。

それから、同じくカの3つ目の黒ポチの真ん中あたりですが、「議案等の公表については」、これはもともとは「議案の公表については」に「等」を加えました。

あとは、5、6、7ページにつきましては、特に修正点はございません。あとは、多少文言、平仮名の部分を漢字にかえたり、多少そういうものがございまして、修正点は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中間建二君） 説明が終わりました。

報告の内容は本日の委員会で決定する必要がありますので、御発言があれば挙手をお願いいたします。

○委員（尾崎利一君） 前回、出し合った点がすべて載っていると思いますので、このとおり御確認いただければと思います。

○委員（和地仁美君） 2点あるんですけども、私も前回の案のところ皆さんの意見出し合った部分が反

映されてると思うんですが、1点ちょっと私、前回の案のときに4ページの(3)のイの土日夜間の議会の開催の1つ目の黒ポチの文末の「べき」というのについて、前回これは強過ぎる表現ではないかという話が出たと記憶しておったんですが、最終的にその「べき」というべきかみたいな話があったかと思うんですけども、そこについて結論が出ない中で終わったのか、ちょっと記憶が定かでなくて申しわけないんですが、メモの中にそれがあったので、そここのところをもう一度確認させていただきたいなと思ってるのが1点。

5ページの(5)のア、これは脱字なんですけども、今回脱字直ってるかなと思ってたんですが、アの黒ポチの2行目の「現状の常任委員会において」のところに「に」が入っていない、済みません、この場で言うほどのことではないんですが、なので、ちょっと確認したいのは、先ほど言った「べき」という表現のところかなと思ってるんですが、それで落ちつくんであれば、それでいいと思うんですが。

○委員長(中間建二君) じゃ、今御意見いただいたところで、4ページの土日夜間議会の開催のところですが、たしかこの件については尾崎委員のほうから、たしか過去に議会運営委員会で決定し、実現の方向に向けて検討するというようなことがあったので、やるべきだという強い御意見だということで、この表現で問題ないという形で取りまとめたのではないかというふうに理解しております。

2点目の(5)政策立案機能の強化のアの部分の「常任委員会において」の「に」が抜けてるということ、こちらについてはそのとおりでございますので、修正をさせていただきたいと思います。

○委員(和地仁美君) 例えば同じページになるのか、その(3)の今の「べき」の前の、例えば前のページ、3ページ一番下のケの議員の発言権の保障の1個目のポチの文末を見ていただくと、「べきではないか」という表現があるのと、「べき」というふうにとめるというところでは、「べき」ってとめると、中間時点では全員合意して「べき」だという結論、今の時点ではなっているというような私は表現だと感じるんですね。同じような「べき」というところで、「ではないか」っていうと、そういう意見も出たっていう形になると思うので、私の認識の中では全員一致してやるべきだというふうに落ちついてはいないので、「べきではないか」という意見も出たという報告のほうがより現実に近いと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長(中間建二君) 御意見としてはわかるんですけども、表現的には私としてはどちらでもいいかとは思いますが、ただ書き方として、「べき」って書いたから全体が合意したという趣旨では当然なくて、土日開催すべきだという意見があって、その下には費用対効果や既に実施した他市の事例からは効果は期待できないと否定的な御意見もあったということで、両論の御意見が並んでということで御理解いただきたいとは思いますが、そうですね、ほかのところも「べき」でとめてるところもありますので、ニュアンスとして「べき」がいいのか、「べきではないか」がいいのかっていうことはあるかとは思いますが、まとめ方としては、すべてがどちらかに合わせるっていう必要もないのかなとは思ってはいるんですけども。「べき」でとめると、「べきではないか」で修正っていうか、そういう表現にするのと受けとめ方、まあニュアンスが確かに若干違うかもわかりませんが、あえてすべて統一しなければいけないというほどのものでもない。その「べき」でとめると、「べきではないか」で書き加えるのと、そんなに気にしなくてもいいんじゃないかというのが私の感想なんですけども、もしほかに御意見がありましたら。

○委員(和地仁美君) 一つの間いゆる文書の中で、「べき」と「べきではないか」というふうに二通りあるときには、一定の意味づけとか意図があって統一感があつたほうがいいなっていうのが私個人の意見だったんですが、皆さんの意見もあると思いますし、そこら辺は委員長にお任せいたします。

○委員長(中間建二君) それでは、ほかに御意見はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） よろしいでしょうか。

それでは、今御指摘いただいたところで、（５）のアの「常任委員会において」の「に」が抜けてるところについては修正をさせていただくということで、そのほかについては御確認をいただいたということで御了承をいただきたいと思います。

あともう１点、表紙の報告書の報告の形態のところですが、中間報告が取りまとまった日付ということで、１、２、３、４、調査報告、別紙のとおりとございますが、その下に平成24年6月20日ということで、最終日の本会議を予定してる日にちが入っておりますが、過去の報告の例で、この特別委員会の中で決定をした日にちということでございますので、こちらの部分についても本日御確認をいただいたということで、6月14日という形に修正をさせていただきたいと思います。

それでは、お諮りいたします。

本委員会の中間報告につきましては、本案のとおり決定し、6月20日の本会議において報告することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（中間建二君） 次に、7月8日に行います中間報告会について御協議をいただきます。

前回の委員会以降、実施の詳細につきまして、別途協議会で御相談、御協議を進めてまいりました。お手元に整理した資料を御配付してございますので、内容を事務局から説明いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） それでは、1枚のぺらの資料のほうをごらんいただきたいと思います。

上から読み上げながら御説明させていただきたいと思います。

1、中間報告会の内容について。

日時、7月8日日曜日、午後2時から4時まで、委員の集合は午後1時ということでございます。

会場が中央公民館のホールでございます。

想定人数が100名から150人。

配布資料が式次第とアンケート用紙でございます。

式次第でございますが、司会は森田副委員長にお願いしたいという内容でございます。

まず1つ目の黒丸ですが、特別委員会委員の自己紹介でございます。

次に、尾崎議長あいさつ。

それから、中間報告を、パワーポイントを活用して説明していきます。

最初が総論及び議会基本条例について、中間委員長からでございます。

次に、議会運営の諸課題について、尾崎委員並びに根岸委員が担当されます。

その次に、議会からの情報発信、議会運営にかかわる諸経費について、和地委員並びに御殿谷委員が担当されます。

その次が、政策立案機能の強化、市民と議会との関わり方について、関野委員並びに床鍋委員が担当されます。

その後、休憩を10分ほど入れまして、質疑応答に移らせていただくという流れでございます。

質疑応答の時点では、できるだけ大勢の方に発言していただくよう、また、質問者は1人1問を1分以内を目安に発言していただき、回答者も1分を目安に発言を終えるということで進めたいという内容でございます。

質問内容は、中間報告の内容に限り、市政全般にかかわることにつきましては御意見として承るということとし、これに関する回答は特段この場ではしないということで行いたいという内容でございます。

最後に、関田副議長から閉会のあいさつをお願いするということでございます。

役割分担は、ここに書いてあるような内容のとおりでございます。

申しわけありません。今の部分の最初の黒ポチのところでございますが、特別委員会委員の自己紹介をいたしますが、委員外の議員が来られた場合につきましても御紹介するという内容で考えております。

2のPRについてでございます。

1点目が、市報の明日付、6月15日号でPRをまずさせていただきます。

2点目でございますが、ポスターの掲示ということで、市内の公共施設並びにちよこバスに掲示したいということで、和地委員のほうで準備していただくことになっております。

3点目でございますが、市の公式ホームページに掲載をしたいということで考えております。

裏をごらんいただきたいと思います。

PRの4点目でございますが、新聞の紙面に記事を掲載していただくよう各新聞社のほうに依頼をしたいと思っております。時期につきましては7月上旬を考えております。

5点目でございますが、直接委員から市民の方々への街頭で呼びかけを行い、チラシを配布する活動を今回も行いたいと考えております。日程は6月27日の水曜日、午前7時から8時までの間、東大和市駅、玉川上水駅、武蔵大和駅の3駅で括弧内の各委員が担当されるということで実施したいと考えております。もう1日でございますが、7月1日の日曜日の午後2時から3時までの1時間、人がたくさん集まれる場所ということを考えて、イトーヨーカ堂の前で全委員で行うということで、2回考えております。

3、準備でございますが、パワーポイントの作成を床鍋委員、ポスター・街頭用チラシの作成を和地委員、アンケート用紙の作成を中間委員長に、その他パソコン等必要な備品等につきましては事務局で対応するという内容で準備をお願いしたいと思います。

4点目、リハーサルでございますが、7月8日に向けまして6月26日の火曜日の午前9時30分から正午まで、中央公民館ホールにおいてリハーサルを開催したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 説明が終わりました。

中間報告会の内容を、本日最終的に決定をしたいと考えておりますので、御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。

○委員（和地仁美君） この当日の式次第なんですけれども、この質疑応答の大まかな時間の目安がここに明記されていない、いわゆる何時閉会、閉会予定というか、そのところを知っていただけたらいいんじゃないのかなと思うんですが。

○委員長（中間建二君） 日時のところで、開催時間が午後2時から4時までということにしてございますので、当初の説明の中、休憩までの間で約1時間程度かかりますので、質疑応答も4時閉会を目指した中でおむね1時間程度ということで考えてございます。ただ、質問がなければ終了せざるを得ないと思っております。

で、1時間、質問や御意見等がある限りにおいては1時間をめどに承らせていただいて、できる限りの現状での御報告や回答をできるように努めていきたいと考えてございます。

ほかに何かございますでしょうか。

○委員（根岸聡彦君） 運用のところになりますけども、質疑応答のところでは委員外議員の質疑も認めるんでしょうか。

○委員長（中間建二君） 運用上は本来的には市民への報告会でありますので、その場で議員間でそこで議論するというのは、本来的な趣旨ではないのかなということで、逆に中間報告の御説明ですので、議員間で特別委員会の委員さん以外のところでの御意見がある、また議論するというのであれば、この特別委員会もしくは中間報告を行う本会議の中で御意見や御発言をしていただく機会があろうかと思っておりますので、この市民向けの中間報告会の中では、あえて委員外議員さんから御発言いただくということは、想定はしなくていいのかなというふうには考えております。

○委員（尾崎利一君） リハーサルが6月26日に開催されるということですので、きょうのところは日時、会場、想定人数など、主なここで提案されたことをきちっと確認するというので、リハーサルを踏まえて細かいところでの変更はあり得ると思っておりますので、それを前提にこの提案で確認するというようにしたいと思います。

○委員長（中間建二君） それでは、御意見ないようでございますので、本日、案を示させていただいた状況の中でリハーサルを行い、また当日を迎えていきたいと考えてございます。

それでは、お諮りいたします。

7月8日の中間報告会につきましては、ただいま御協議いただきましたとお決定したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（中間建二君） 次に、今後の特別委員会の進め方について御協議をいただきます。

本日、中間報告、これまでの約1年間の議論の状況につきまして、中間報告を取りまとめさせていただいたわけでございます。次回以降、中間報告会、市民向けの説明会等も行った後に、次回以降2巡目の調査に入るわけでございますけれども、委員会としても委員間の共通認識を持って進めていく必要があると思っておりますので、今後の進め方につきまして、本日の段階で御意見がございましたら御発言をお願いいたします。

○委員（床鍋義博君） これまで1年間、活発な議論をされた後に中間報告という形に、やっとですけども、できることになりました。その中で、今までは委員の中だけの議論だけでしたので、今回初めて市民の方と意見交換という形、質疑応答ですけどもする形になります。ですから、そのあたりを踏まえて、今ここでこういう方向で決めるということも一つ大事なのかもしれないんですけども、私としては一たん中間報告ということをしていただいて、そこで上がってきた意見ということを反映させて、じゃ次の、よりそういう市民からの意見を反映させるためにはどのような方法がいいですかということ議論したほうがいいのかというふうには、今の段階では考えております。

○委員（御殿谷一彦君） 進め方ということでの話だと思うんですけども、当然2巡目において、この中間報告で出た御意見等も当然しんしゃくというか、意見を取り入れたり、いろいろ検討していかなくちゃいけない

と思うんですけども、あと1年もない状況になってきてますので、できれば今回1巡目で一応仮の中間報告(案)が出ましたし、今度は7月8日に市民の御意見も一応聞いたところで、できればちょっと効率的な事務の検討を進めたいということで、ちょっと委員長と副委員長、御足労なんですけども、ある程度のみんなへの検討というか、このあり方の結論を出すための何か下地をちょっとつくつといていただければ、みんながそれに対して、それはマルとかバツとか、いや私はこう考えとかということが言えると思うので、このまま今の結論をそのまま2巡目に持ってってもまた同じことのやり方になっちゃうんで、少し足を半歩出すと、一歩出すということで、申しわけないんですけども、たたき台をつくつといていただければ非常にやりやすいかなと思っております。

○委員長(中間建二君) ちょっと皆さん、御確認いただきたいんですけども、中間報告の中で1ページの下のところ、調査を進める上での考え方ということで、当初特別委員会をスタートするに当たりまして、7点確認をした上で皆さんの合意のもとに調査を開始させていただいてございます。2巡目の調査を中間報告が取りまとまった後に進めていくに当たりまして、幾つかの確認というか、合意事項を守った上で進めたほうが議論も進められるであろうというふうには考えてございます。

特に6点目のスケジュール感のところが一番大事だと思っておりますので、おおむね1年間の調査を行った後に中間報告を行い、2年間で調査報告書の取りまとめを行うということでございますので、最低このスケジュール感は当然のことながら崩さない中で、今後中間報告までの議論を踏まえて、どう最終的な報告書の取りまとめを進めていくのかということでございますので、そのあたりを踏まえた中で御意見をいただければと考えてございます。

○委員(和地仁美君) 先ほどの御殿谷委員の意見は何となくわかるような、要するに落としどころの目安をつけておきながら、それに対してのマルとバツをやったほうが議論が明確になるんじゃないかっていう意味でおっしゃってたのかなという理解はしたんですけども、ちょっと何か現実的にイメージがわかかなかったんですが、例えばですね、これ私は自信とか確信があって発言してるわけじゃないんですけど、一つの案として議会基本条例を制定するというところまでは、1巡目では決定はしていなかったと思うんですが、そもそも議会基本条例というのは、議会のあり方はこうあるべきだっていう理念的なものや実際の行動を明記したものであるもので、今回条例を制定しないとしても、そこに落とし込んでいくんだしたら、こういうふうにするのがあるべき姿じゃないかみたいな、基本条例を制定するかどうかは別として、そのような形態を、何ていうのかな、最終的な結論を出すひな型的なようなイメージで議論を進めていくっていうのも、一つの手なのかなって思ったりもしたんですけど。今実際に例えばインターネット中継ということもあったかと思うんです。例えば、それ実際に予算がついて何かやらなきゃいけないっていうものと、あるべき論みたいに理念に近いものの議論と議題が一緒に並行して並んでる中で、引き続き調査検討Bってなってるものを、こうやって今見ていきますと、また同じように議論を重ねても、引き続き検討っていうので終わりがねないというか、何ていったらいいんでしょう、同じ形になっちゃうので、御殿谷委員の言っていたイメージっていうものを、より具体的なイメージにするには、例えば基本条例に書くっていうような気持ちで議論したら、今現在は全員は意見は一つのはっきりしたものにはならないけれども、議会とはこうあるべきではないかという理念的なところで落ちつくものの中にはあるのかなって思ったりもしましたので、基本条例っていうものを一つの羅針盤じゃないですけども、何かしらひな型というか、入れていくものとしてひとつ使ってみるというか、それを想定して議論を進めていくとよりまとまりやすいというか、文言になりやすいのかなって、今



ちょっと御殿谷委員の意見を聞いて思ったんですが、それが一番いい方法なのかわかりませんが、私の一番言いたいことは、1巡目と同じ方法をやっても、結局2巡目のこの表ができる結論には至らずっていうような表をつくって終わってしまうよりは、もう少し生産的なのとか、成果の上がるような形で2巡目は委員会を進めたらどうかと思って、一つの案として言わせていただきました。

○委員長（中間建二君） ほかに、今の御意見に対する御意見でも結構ですし、全体的な進め方の御意見でも結構ですので、御発言をお願いいたします。

○委員（関野杜成君） 済みません、単純な多分コメントになると思うんですけども、2巡目ですから何かしらの決定をつけなきゃいけないと思うんですね。先ほど言われた御殿谷委員だったり、和地委員だったりの部分で答えというか方向性を決めて議論をし始めるのは、これはちょっと違うんじゃないかなって正直思います。方向性決めてるんだったら、初めから議論しなくていいんじゃないのっていう話にもなりますし、ある意味ここ1巡目のところで、どういった問題が出てきたと。それに対して、各委員の方の意見がやはり対立をしてたわけですから、そこら辺はもう少し議論し合って、じゃあどうしていけばいいのかっていうふうになるわけで、方向性は多分先には見えないと思うんですよ。やるかやらないかは、最終皆さんの結局判断になりますので、そういう意味では今やってるこの順番で一つ一つ答えを導き出していくという単純な、それだけでいいのではないかなと。そうすると、間違いなく1巡目でやった日数では足りないということになりますから、同じような1年間ですけど、倍以上の時間をかけて多分それで話し合っていくのかなと私は思っていたんですけども、どうなんでしょう。

○委員（和地仁美君） 私が基本条例を、例えばそういうものを想定して、そこに明文化するのであれば、こういう形になるのがいいのかなっていうのは、そもそも基本条例の中に明文化したものに対して意見をぶつけるっていう、その結論ありきではないんですね、私が言ったのは。ただ、何も落とさずどこか、ここにおさめるところを、何か目標がないと、ずうっと議論が平行線になってしまうという可能性もなきにしもあらずというか、逆に今の関野委員の意見を私のほうで受けとめるとしたら、最終的に一つの意見に結論づけなくてもいいっていう項目も発生するというを前提に2巡目をやっていくってなったときに、1巡目よりもより深い議論をすれば、先ほど言った物理的な時間が必要なかもしれないし、もっと調査研究っていうところで資料やいろんなところの、事務局にお手数がかかることになるか、自分たちで何かまたどこか見に行くだの、研究するだのっていうような形をとるかわかりませんが、少なくともやり方は1巡目と同じように議論をぶつけ合うっていうのもいいんですけども、ずうっとその後どこを目指すかというか、というところをある一定、みんな一つの同じものを心に置いて議論するのと、結論を出さなくていいよというのを一つのみんなの共通認識の中で議論を進めるのとでは、やっぱりやり方であったり、時間であったりとか、そういうものが変わってくるとは思うので、内容のやり方については、先ほど床鍋委員が言ったような市民の方の意見というのを聞いた上で、要するに私たちが思ってる重みづけですよ、一つ一つの議題についての重みづけというところをおかしいですけども、重要性っていうところを見落としてるところもあったかもしれないという部分もあるかもしれないんですね、市民の方から意見を聞いて。なので、その部分の重点的な議題というものを確認するという上では、市民の皆さんの意見を聞いてから、やり方を考えるのはいいとは思いますが、やり方というよりも、この特別委員会を最終どこまで持っていったことによって終了させるかというか、そのところが多分2巡目のやり方に大きく影響するのではないかなと私は思っています。

○委員（尾崎利一君） いずれにしても、あと1年でまとめるということになれば、かなり大変なことだといふふうには思うんですけども、和地委員が言われた議会基本条例に落とし込むとしたらこうなるんじゃないかという議論というのは、議会基本条例そのものが不要だという意見もある中で、やはりそれはちょっととるべきではないというふうには私は思います。

それで、効率的に議論を進めるという点では、中間報告でこの間のまとめは一定出ているので、一致もしくは今回議題から外れるものもあるわけですね。今後議題になって、引き続き調査検討する問題についての、やはり各委員の意見を文書で一定の時期を区切って、まず出して、それをそれぞれが踏まえて論点を形成していくというふうにしたほうが効率的に議論が進むんじゃないかと。たたき台のようなものをという御意見もあったんですけども、これも論点整理のようなたたき台だったらいいと思うんですけども、たたき台を正副委員長でつくっていただいても、それとまた全く違うような意見がいろいろ出てくるとどうなのかということもありますので、やはり私としては各委員がそれぞれの論点についての意見を整理して、全体がそれをもって、その上で次の議論に進んでいくというふうにするのが、少しでも合理的に進めるという点ではいいんじゃないかと思えます。

○委員（床鍋義博君） 今、尾崎委員がおっしゃったことで、合理的に進める、効率的に進めるということだったんですけども、質問なんですけども、逆にこれ全員が意見をこれに対して書いて、それを全員が回し読みをして、それから議論するとなると、それ逆に迂遠じゃないですか。これ効率的を考えるのであれば、ここで議論してそこで結論を出していったほうがすごい効率的だと思うんですけども、それでいかがでしょう。

○委員（尾崎利一君） そのほうがいいというんだったら、私はそれでも構いませんけれども、やはり文書でそれぞれがそれぞれについてどういう意見を持つてるのかということが整理をされているほうが、論点などもわかりやすいのかなということでした。いずれにしても、論点を整理しないと、論点を整理もし、ある程度集約もしないと論点がどんどんまた広がっていくということになっては、なかなか議論の收拾がつかないということにもなりかねないのかなということです。

○委員長（中間建二君） 今、尾崎委員がおっしゃっていただいたように、そういう意味で中間報告を取りまとめるわけですよ。ここまで時間かけて、いろんな角度で皆さん事前に文書での御提案もいただき、それをすり合わせた上で議論をしてきたのが、その結果がこの中間報告ですから、あくまでも今度またこの中間報告からずれた観点とか論点で2巡目の議論に入っていってしまえば、これ全くそれこそ1巡目の議論は何だったのかということになりますから、あくまでも中間報告をまとめるということは、これまで議論を重ねた成果として、賛否両論あるもの、それから一定の方向性を持って実現に向けて2巡目でやっっていこうという結論に至ったもの、それぞれございますけれども、あくまでも中間報告に基づいて論点整理をし2巡目に入っていくということで、ぜひ御理解をいただきたいと思うんですね。

それで、ちょっと再度確認でありますけども、今回スタートの段階で特別委員会の調査事項が2点ございまして、市民に開かれた議会のあり方についての調査検討と、それから議会基本条例についての調査検討ということで、今回あえて2つに分けたわけですね。それは、スタートのときに議会基本条例がありきではよくないという、そういう御意見もありながら、皆さんのほうからも当然この議会改革なり市民に開かれた議会ということで、成果がなければ条例なんかつくったってしょうがないじゃないかと、きちっと実がある議論や結果を導けるようにやっっていくべきだという御意見も委員会の中でもあったと思うんですね。そういう意味で、中間報告の中のこの議会基本条例の最後のところで、当市における設置の是非ということで、こ

れ最後に取りまとめた内容として、「市民に開かれた議会のあり方について、検討を重ねてきており、議会改革の成果を得つつ、議会基本条例の制定を目指す方向性をもって2巡目の議論を継続することを確認した」ということで書いてございます。

そういった意味では、私としては今皆さんの御意見を踏まえながら、当然一つ一つ議題設定したものが2巡目に一つ一つ入っていくわけですけども、その中で成案というか、方向が一致した形の中で結論が出せることを目指して、当然のことながら議論を進めていくと。それで、最終的に市民に開かれた議会のあり方ということで、一つ一つ見直す中で幾つかは成案が得られるかと思ひますし、また当然のことながら100%ということはないと思ひますので、幾つかは成案が得られないということも当然あるかと思ひます。その中で、最終的に積み上げてきた議論の結果として、議会基本条例というものが必要なかどうかというところに、結論的になってくるかと思ひますので、結果として目指す方向性については確認をさせていただきますが、議論した結果として、そこまで至る場合と至らない場合と、これは当然のことながらあるかと思ひますが、ただ、そこを目指して努力していきましょうという方向性については、お互い委員会の中で確認をして議論していくということについて、御理解をいただいているかと思ひます。

そこで、2巡目の進め方についてなんですけども、今いろんなまたゼロベースで文書を出してとか、また議論を重ねてという御意見もありましたが、限られたスケジュールの中で成案を得ていくという意味では、あくまでも中間報告の内容にのっとった、ここで議論をしていただいた内容にのっとった中で、たたき台的なものを方向性が、これもはっきり方向性が出てるものでなければたたき台出せないと思ひますので、全く賛否両論分かれてるものをやるとかやらないとかという方向でたたき台出すわけにいきませんので、はっきりと方向性が出てるようなものについて、その実現に向けてのたたき台のようなものを、皆さん御了解いただければ正副委員長のほうでまた出ささせていただいて、その内容についての是非や御意見を伺う中で、成案を得ていくというやり方をとってはどうかというふうに考えております。

当然のことながら、たたき台が出せるような議論になってないものについては、再度ここで御意見をいただいて、たたき台が出せるようなところまで議論を積み上げた中で御了解がいただければ、たたき台をまた正副委員長のほうで御提示をして議論をしていただくと。そういう形の中で、いずれにしても大前提は委員会の中で一致がなければ次のステップには行かないっていうことなんです。これ多数決で議会全体の運営にかかわることですので、多数決でこの特別委員会の中で、この項目についてはやるとか、この項目についてはやらないとかっていうことを多数決で決めるってことではなくて、議論がまとまらないものについては、まとまらなかったということで結論づけざるを得ない。皆さんの中で合意ができて、これは実現する、実施するというので、合意ができたものについて、最終的な報告書の中に盛り込んで特別委員会の報告書として全議会で取り組めるように進めていくと、こういう形になるということは、あくまでも大前提だということ、これまでも申し上げてきましたけども、確認をしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか、そういう形の中で議論を進めていき、また成案を当然のことながら、できる限り全体が合意ができる方向で議論を重ねて目指していくことは当然ですけども、結果的に合意ができないものも当然あるかと思ひますので、それは最終的にはやむを得ないとは思っておりますが、いずれにしてもたたき台がなければ議論が形になっていかないのではないかとこのように考えてはいるんですけども、いかがでしょうか。

○委員（根岸聡彦君） 私としては、特にたたき台というものは必要はないのではないかなというふうに感じています。尾崎委員のほうから発言がありました、各委員がそれぞれの論点についての意見を整理してくる

と。別にこれは回し読みをしようとかそういうことではなく、2巡目の議論をしていく上で中間報告、あるいは、恐らく皆さん過去の議事録全部持っていらっしゃると思いますので、その内容を踏まえた形で会派の意見、個人の意見を取りまとめて、そのものを整理してくれば、そこで議論が発生すると思いますので、特にそこは一人一人、各委員が自分の意見なり、会派の意見なりを集約して、その項目についてはこうなんだという意見を持って臨めば、それでいいのではないかなど。委員長がおっしゃってました全体で合意できないものについては先に進めないというところについても、特にすべての項目について合意ができるとは思っておりませんし、合意できないものは、それはいたし方ないということで、そこはまた次の問題点というか、ところに移らざるを得ないのかなという感じがしています。

○委員長（中間建二君） 一つ一つ見ていきますと、例えば総論の部分については、ここで私がたたき台を出すというものではありませんので、例えば総論については1巡目の議論に補足する形で必要なことがあるかどうかということについては、当然意見をいただかなきゃいけないかと思うんですが、例えば（2）のウの地方自治法96条2項に基づく議決権の拡大については、いずれにしても議決権の拡大をする方向で具体的にどのような計画を取り扱うかということについて調査しなきゃいけないと。例えばこういう項目になったときに、当市における議決権を明記しなきゃいけない計画というものが、例えばある程度他市の事例等も踏まえて、どういうものがあるのか、必要なかということは、たたき台がないと議論が進まないのではないかと私としては心配をしてるわけですね。

その後の決算審査の強化のところについては、多摩市を見に行きましたが、一遍に多摩市の状況にはいきませんので、例えばこの項目でたたき台を出すというのは現実的には難しいんじゃないかとか、それからその次の次の請願陳情の審査における提出者からの意見聴取についても、何らかの形で直接提出者の意見を聞く場を設けることについては合意をしたわけですから、これが具体的に運用上、どういう形の中であれば提出者の意見を議会として拝聴することができるのか、このあたりはある程度具体的な方向性が出てくるものについてはたたき台がないと議論が進まないのではないかと私としては考えておりますが、そのたたき台も皆さんが、一人一人がみずからたたき台をつくって、ここで提示をして、それで議論を交わしたいということであれば、もちろんそれでも結構なんですけど、いずれにしてもそれでは非常に時間がかかるということもありますので、あくまでも残りの期間の中で合意を得られるものについては合意を得ていくこと目標なりスケジュール感を持って考えますと、今申し上げたような形の中で、方向性ははっきり出るものについてはたたき台が必要ではないかというのが私の考えなんですけども、皆さんのほうで、まあ今根岸委員のほうがそういうものは必要ないという御意見でありましたので、当然そういう意見もあろうかと思しますので、若干そのあたり、いずれにしても2巡目の議論を進めるに当たって、どういう形でやるかということですので、御意見があれば御発言をお願いしたいと思います。

○委員（床鍋義博君） 先ほど根岸委員がおっしゃったことと尾崎委員がおっしゃったこととすごく重なって、また私の発言も重なってしまうんですけども、やはり各会派とか委員とかが持ち帰って、そのまま議論を出してきて、そこからまた、どちらにしてもそれを集約というか、しなきゃいけないわけですね。

そうすると、今委員長がおっしゃったたたき台を示したとして、皆さんの意見を集約したところである程度たたき台を示すわけですから、中間報告の際もそうだったんですけども、その際でも、この辺はちょっと議事録と違うから直しましょうと修正が出るくらいなものなんで、どちらかといえば効率から考えると大変な作業だと思うんですけども、委員長のほうにたたき台をお示しいただいて、その中でここはもうちょっと

とこうだったねという意見を、各会派なりの意見を自分なりに取りまとめて、そこで議論を交わせば済むのではないかなというふうには思っております。

それと、1点委員長に確認なんですけれども、先ほどこの中で全員が合意しなければ進めないといったことで、例えばこの中の意見、例えば理念的なものや戦術的なもの、すごく細かいことってありますよね。そういうもので、理念的なものであれば議会基本条例を制定の方向に向かっていくと、開かれた議会にするというもので一致はしやすいと思うんですけれども、個別に関してはかなり議論があるもので、これを全部全員一致でないと進めないというふうにここで言ってしまうと、意外と出てきたものって、当たりさわりのないもの、余り意味のないものになってしまうのではないかなという危険性があると思うんですが、ちょっと2点、その辺いかがでしょうか。私の意見です、たたき台を示されて、その中で各会派のほうの意見をそこでぶつけて、そこで修正して、それをベースに話し合っていくというふうな、1つ意見。2つ目は質問です。

○委員長（中間建二君） 具体的な例えば条例案みたいなものについては、当然多数決で決めていかなければいけないわけなんですけれども、ここで、特別委員会で議論してる内容については、スタートの段階から確認してありますように、議会全体にかかわることが中心ですので、基本的に過去の議会もそうですし、この委員会についても、いわゆる多数決で賛否をとって、これはやりましょう、これはやらないでおきましょうというようなことを多数決で決めていくというようなものにはなじまない。また、そうすべきものではないというのが私の認識なんです。ですから、あくまでも議論を重ねて、どういう角度で、例えば一つの項目について、具体的に言いますと地方自治法96条2項の議決権の拡大についても、どういうものを入れるのかということについてはそれぞれ当然御意見があろうかと思いますが、それを一つ一つ多数決で、これは入れる、これは入れないということを賛否をとって決めるというよりは、全体のやっぱりこの計画については、議会の議決が必要ですねということが、少なくともこの委員会の中の委員さんの共通認識になって、初めて報告書の中には盛り込めるのではないかなと、例えばですね。

だから、そういう形の中で例えば市民報告会についても、やるべきだという方向性は出てますけれども、いきなりはいかないので、じゃまず中間報告会をやってみましょうということで合意を得てやってるわけですから、議会の市民報告会みたいなものを仮にやるということが合意できたとしても、今度これが変な話、多数決でやる、やらないと仮に分かれたときに、じゃあやらないって言った人は議会報告会やらないというか、賛成した人だけでやるのかというわけには当然いかないわけですから、そういうことも踏まえると、やはり議論を重ねて全体で成案を得ていくということが一番大事ではないかというふうに考えております。

そういった意味で、1巡目の議論の中で意見が分かれたものについては、この委員会の中では成案を得られなかったということで、2巡目の議論からは外すことも幾つかは上がっておりますので、あくまでも、もちろん議論するからには成案を得られるように努力していくということは当然ですけれども、多数決でまとめるということにはならないかなというふうに考えております。

○委員（和地仁美君） 先ほど皆さんの意見を聞いてたときに、事務局のほうから一番最初のときに提示していただいた過去の似たような委員会の項目の一つが頭に浮かんだんですけど、議会活性化及び市財政状況に関する調査特別委員会という中で一つ挙げられてるもので、議長の会派離脱という項目をそのときに検討されていたようなんですけれども、それについては理由は公平性の担保で、結果としては現行どおりとするというふうに落ちついたようなんですが、この議題と今ここで話していることって非常に似ているものだなと思っていて、議員一人一人は理念があったり、政策があったり、それについて市政に対しての議論を戦わせ

ることはいいと思うんですね。いわゆる政治家と言っちゃうとちょっと大きいですけども、でも私たちが今話し合ってるものは、議会という一つの何て言うんでしょう、機能というか、人ではなくて市民に必要な、市政に必要な一つの機能のあり方について議論をしているので、そこがさっき言った議長の会派離脱と非常に似てるなど。一人一人は政策や政党の考え方があるのは、思いつ切り議論を戦わせればいいと思うんですが、今回私たちのやってる特別委員会は、議会って何だっけ、どうあるべきだっけということを話しているので、先ほど委員長は全員意見が一致しなければ結論には到達しないという話だったので、それも一つのやり方かなとは思いますが、私たちは調査研究という形でいろいろと今までやってきたので、一つの委員会として、それもさっき言った議長は会派離脱と同じ考え方で、この委員会という組織としての一つの結論なり、提言というものを示すというか、意見が一致しなかったとして、例えば通年議会を開きましょうという話があったと思うんですが、そのほうがいいという意見もあったし、それは費用対効果がないし効率的ではないという話もあったと思うんですね。

だけれども、この委員会としては効率的ではないという意見が多数の中ですので、多数だったから委員会としての提言はこういう結論には落ちついたけれども、一方でこういう意見も出ましたっていうような、注釈というか、その議論の内容を補足するということをすれば、一つの集まってる意味がないと思うんですね、一人一人の意見を尊重していくのであれば、この委員会は要らないっていうようなイメージを持って今委員長の意見を聞いたんですけれども、委員会としての結論、どうしても取りまとめられないかもしれないんですけども、大方の意見がこっちの方向に向いてるというものであれば、それは一つの結果として示すべきではないかなと。そうしないと、先ほど床鍋委員の言った当たりさわりのないあいまいな、こんなことをみんなで長い時間話し合ってきましたっていうだけの最終的なものになってしまうかなという、私も心配があります。

ですので、少数意見もちゃんと添えながらも、大方方向性としては、こういう意見で取りまとまったとか、そういう一つのやっぱりかちっとしたものを出さないと、何となく自己満足の委員会でしたかねっていうふうに私は感じます。それは一つの意見として言わせていただきます。

○委員長（中間建二君） もうおっしゃってることも、よく私は理解できるんですけども、いずれにしてもスタートのときから申し上げてるとおり、当然いろんな考え方がありますから賛否両論あるかと思いますが、少なくとも反対、例えば自分がやるべきだと思ってることに對して、それが反対、やるべきではないという意見があったときに、お互いに議論をして、やるべきだっていう人は、こういう理由だから、やっぱりあなたの反対の理屈はおかしいんじゃないかということになるし、やるべきじゃないという人に対しては、いやいやそんなことやっても市民はそんなことを求めてないとかね、全体的には必要ないということをお互いに議論を重ねて合意を得ていく努力をするための委員会だということなんです。

結果的に、それが報告の段階で今回は、前回中間報告の段階では現状どおりとした取りまとめをしたものと、引き続き調査検討したということがございますけれども、最終報告の段階では、今和地さんがおっしゃっていただいたように、取りまとめの方法としては、少数の反対意見があったけどもこうだったということは当然報告の取りまとめとしてはできるかと思いますが、そこは逆に私が決めるといよりも、皆さんに諮りながら、最終報告はどういうふうに取りまとまっていくのかということについては当然委員会の中で諮っていく形にはなろうかと思えます。あくまでも成案を得る努力をするということは大前提ですので……。

○委員（御殿谷一彦君） そのとおり、皆さんの言ったとおりなんですけども、ということで、まず技術的な

問題なんですけども、たたき台をつくっていただくっていうことは、委員長と副委員長が苦勞する、あと事務局が苦勞するという話なんですけども、それによって、関野委員がおっしゃるように別に縛られるわけじゃなくて、そのたたき台というのは、いやそうじゃなかったよっていう、この議事録見てもそんな話じゃなかったよという話になるかもしれないし、それはそれでいいと思うんですけども、ただ、やはり話を進めていく上で、また個人の意見も大事なんですけど、自分の会派、自分のバックに一応こんなふうになってるんですけども、私はこれはいいと思うんですけどもどうなんだろうという話もしておかなきゃいけない場合もあると思いますので、そういう意味では一つやはりちょっとたたき台をつくっていただいて、それをもとにして議論したほうが、話としては非常に進みやすいんじゃないかなというふうに思っております。

○委員長（中間建二君） 今、2巡目以降の調査の進め方について、それぞれ御意見をいただきましたけれども、さまざまなお考えや御意見がありましたので、きょう今ここで2巡目以降の進め方について合意を得たとか結論を出すということではなくて、きょう今それぞれ出していただいた御意見等も踏まえつつ、2巡目のスタートの段階で、もう一度進め方について御意見いただき確認をした上で進めていくというような形で考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

あと、もう一点でございますが、1巡目の議論をスタートする段階での7点の確認事項のうち、スケジュール感については先ほど申し上げましたが、最後の7番目のところで、中間報告の段階で委員の交代を行うことも視野に入れるということで、これはできる限り大勢の議員が特別委員会の議論に参加できることも考えたほうがいいのではないかとということで提案させていただき、皆さん御確認いただいている事項でございますので、委員の選任について、各会派を代表して来ていただいていると思いますので、この7番目の点についても、会派の中でぜひ御相談、御確認をいただきたいと思います。最終的に、委員の交代については議会の議決もしくは議長の許可が必要になりますので、それぞれの会派の御意見を踏まえつつ、議長に御相談をしたいと思っておりますので、その点についても確認ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員（関野杜成君） 今の中間報告の段階でというようなことだったんですけども、ここに文言に書いてあるとおりでと言われればそれまでなのかなと思うんですが、中間報告の段階で委員を交代してしまった場合、例えばほかの項目から先について、もう一度委員を交代したいっていうふうになった場合について、それは受け付けないということでしょうか。それとも、それでもいいのかなどうか。

○委員長（中間建二君） 基本的に、委員の選任については議会の同意もしくは議長の許可が必要になります。それで、通常東大和市の議会の場合は2年に一度の議会人事ということで、慣例上そのような形の中で運営をしてきてますが、当初から申し上げたとおり、今回については1巡目、1年間の議論、中間報告がまとまった段階で交代することも、これも交代しなければいけないということではなくて、交代することも視野に入れるってことですので、どういうふうに会派の中で御意見があるか、関野議員の場合は無所属、お二人でございますけども——の中で考え方をお持ちになるかということですので、あくまでも中間報告の段階でということでございますので、2巡目の議論をスタートするとき、もしそういう趣旨の中で会派間の中で違う委員の中で議論を進めたいという御意向があれば、なるべく早く御相談いただひて、6月定例会が終わってしまひますと、議会の議決を得るためには、今度は9月になってしまひますので、2巡目の議論ができなくなっちゃいますので、閉会中は議長の許可で選任が、今自治法改正があつてできる形になってござい

ますので、議長の許可を得て交代をしてくと。また、その後交代していくということについては、やはりそれはまだ視野に入れてしまうと、ちょっと当初の趣旨からは違ってきますので、あくまでも2巡目の議論をスタートするに当たって、各会派の代表として特別委員に出席していただくという前提の中で、会派間での御検討をお願いしたいということで、事前に申し上げてということで御理解をいただきたいと思います。

それでは、お諮りいたします。

本日の調査はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○委員長（中間建二君） これをもって平成24年第7回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を散会いたします。

午後 2時44分 散会



東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 間 建 二